

# 福井医療大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井医療大学学則(以下「学則」という。)第48条の規定及び福井医療大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第46条の規定に基づき、学生の懲戒に関する手続その他必要な事項を定める。

(懲戒の対象となる行為)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 刑事事件となる行為
- (2) 本学が定める規則及び規程等に違反する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) その他大学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類及び内容)

第3条 学長が行う懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 戒告 文書により厳重な注意を与え、期限を定めて反省文の提出を義務付けること
  - (2) 停学 自分が行った行為について考え、更生のための時間を与えるため、期間を定めずに(以下「無期停学」という。)又は期間を定めて(以下「有期停学」という。)、登学を禁ずること
  - (3) 退学 学生としての身分を剥奪すること
- 2 無期停学の期間は1週間以上とし、有期停学の期間は6ヶ月未満とする。
- 3 学部長、学科長及び研究科長が行う懲戒は訓告とし、口頭により注意を与え、将来を戒める。

(懲戒の量定)

第4条 懲戒処分の量定は、別に定める懲戒処分の標準例(以下「標準例」という。)に準拠する。

- 2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない懲戒対象行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。

(事情聴取)

第5条 懲戒の対象とすべき行為があったと認められるときは、当該行為を行った学生(以下「当該学生」という。)が所属する学科長及び研究科長は、その行為について事情聴取を行う。

- 2 学科長及び研究科長は、前項の事情聴取を行う場合、当該学生にその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 3 第2項の規定にかかわらず、連絡先不明、その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わない。

(懲戒の手續)

- 第6条 学科長及び研究科長は、前条の事情聴取の結果、学生を懲戒する必要があると認めるときは、学長に報告し、学長は速やかに学生懲戒会議を設置する。
- 2 学科長及び研究科長は、懲戒の対象とする行為の事実が明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。この場合、自宅謹慎中の期間は、停学期間に算入することができる。
  - 3 当該学生から、懲戒処分の決定前に自主退学又は休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。
  - 4 停学中の学生から停学期間を含む休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(学生懲戒会議)

- 第7条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 副学長
  - (2) 学部長及び研究科長
  - (3) 各学科長
  - (4) 事務責任者
  - (5) 安全管理対策会議委員 1名
  - (6) 副学長が指名した教職員
- 2 会議は副学長がこれを招集し、その議長となる。
  - 3 会議は当該行為の事実調査を行い、その調査結果と懲戒処分案を学長に報告する。
  - 4 会議の事務は安全管理担当者が行う。
  - 5 会議は当該事案の完結をもって解散する。
  - 6 委員は事案の調査等に当たって、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(懲戒処分の決定)

- 第8条 当該学生の懲戒に関する処分は、学生懲戒会議の調査結果をもとに、学部にあっては教授会、運営会議の議を経て、研究科にあっては研究科会議、運営会議の議を経て、学長が決定する。
- 2 学長は、決定内容を本人に告知書をもって通知し、学内に告知する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、会議の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

附則2 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

資料

福井医療大学懲戒処分の標準例

平成 29 年 9 月 4 日作成

- 訓告 …… 学部長、学科長及び研究科長による口頭注意  
 戒告 …… 通知書交付、大学推薦書等に懲罰履歴記載  
 停学(有期) …… 通知書交付、1 日～6 ヶ月、大学推薦書等に懲罰履歴記載  
 停学(無期) …… 通知書交付、1 週間以上～、大学推薦書等に懲罰履歴記載

「標準例」

区分	事例	訓告	戒告	停学		退学	
				(有期)	(無期)		
刑事事件	交通事故	①飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等悪質な運転による人身事故又はひき逃げ等悪質な行為				○	○
		②前項以外の交通事故	○	○	○	○	○
	薬物犯罪	大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等					○
	スーカ犯罪	①スーカ行為等の規制等に関する法律(以下「法」という。)第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の悪質な行為			○	○	○
		②その他のスーカ犯罪(法第3条に規定する行為等)			○		
	わいせつ行為	痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮(隠し撮り)等及びセクシュアル・ハラスメント			○	○	○
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	①悪質な不正使用(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等)			○	○	○
		②その他の不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等)			○		
	知的財産を喪失させる行為	本学の知的財産を喪失させる行為(知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等)			○	○	○
	その他	①凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火等)					○
②その他の刑事事件(傷害、窃盗等)			○	○	○	○	

区分	事例	訓告	戒告	停学		退学		
				(有期)	(無期)			
刑事事件以外	試験等における不正行為	①参照を許可されていない書籍、ノートその他の物件を試験中に参照すること。		○				
		②参照を許可された書籍、ノートその他の物件を試験中に貸し借りすること。		○				
		③机、身体、所持品、用紙、書籍等に解答に役立つ可能性のある文字・記号を記載（そのような記載が許されている場合を除く。既に記載されているものをそのまま利用する場合を含む。）し、試験中にそれを参照することができるような状態の下で受験すること。			○			
		④他人に代わって受験すること又は他人を代わりに受験させること。			○			
		⑤試験中に、他人の答案を見ること、他人に答案を見せること又は他人が自己の答案を見ている状態をことさらに放置すること。			○			
		⑥答案を交換すること。			○			
		⑦試験中に、音声、動作、メモその他の伝達手段により、解答に役立つ情報を伝えること又はそのような行為（共謀・助勢・要求・加担）をすること。			○			
		⑧科目担当教員又は試験監督者が「注意書」等により「不正行為」に該当する旨を警告した上で明示的に禁止した行為をすること又はそのような警告の下でなされた指示に従わないこと。			○			
		⑨その他健全な大学人としての常識にてらし、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められた行為をすること。			○	○		
		⑩成績評価に係るレポート（卒論等を含む。）において他人の著作物を盗用すること、実験や調査結果のデータを捏造・偽造すること、他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出すること。	○	○	○	○		
本学敷地内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反	○ 1回目	○ 2回目	○ 3回目					
大学敷地内・敷地外周辺での飲酒、喫煙	○ 1回目	○ 2回目	○ 3回目					
講義、演習、実技、実習、研究等で知り得た個人情報を第三者に漏えいする行為（漏えいにつながる行為を含む。）	○	○	○	○		○		
その他大学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為		○	○	○		○		

成績の取扱い

	区分	処分	
試験等における不正行為	戒告	当該科目、当該学期において履修登録した全科目および通年の全科目の単位を不可とする。	
	停学		有期 無期
	退学	退学日をもって、当該学期の履修許可科目をすべて取り消す。	
上記以外の行為	戒告	成績に影響を与えない。	
	停学	有期	授業科目担当教員の成績報告に基づく。
		無期	当該科目、当該学期において履修登録した全科目および通年の全科目の単位を不可とする。
退学	退学日をもって、当該学期の履修許可科目をすべて取り消す。		